

臨時国会の召集に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿

臨時国会の召集に関する質問主意書

安倍総理は、通常国会において、いわゆる安保法制について「国民の理解が十分な状況ではない」旨答弁を行っていたが、二〇一五年十月一日以降に安倍内閣として臨時国会を召集し、国会及び国民に対し安保法制の憲法問題等について説明責任を遂行する考えはあるか。もし、召集し、説明責任を遂行する考えがない場合は、その理由を具体的に示されたい。

右質問する。

